

華誠の法務ニュースレター

2023年02月 第32号

華誠の動向

華誠の2大分野および業務の精鋭が「2023 チェンバース大中華地区法律ガイド」にランクイン
華誠が上海市知的財産権サービス分野でトップクラスの機関として選出
華誠が引き続き2023年度「WTR1000 世界をリードする商標事務所」のリスト入り
華誠が2022年度上海市海外商標保護賞を受賞、代理事案を2021～2022年度上海市優秀商標代理事例として評価

法律の動向

国知局が商標法改正草案について意見募集

知的財産権

国知局、2月7日から特許証の電子化を全面的に推進

文化娯楽

文化・観光部：2月16日から香港・マカオ・台湾関連の営業的演出の審査受理を再開

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから渉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の渉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀法律事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市渉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常ファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所：

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階
郵便番号：200031
電話：(86-21)5292-1111; (86-21) 6350-0777
ファックス：(86-21)5292-1001; (86-21) 6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com
Web サイト： www.watsonband.com

北京事務所：

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビルD ブロック 5C
郵便番号：100027
電話：(86-10) 66256025
ファックス：(86-10) 6445-2797
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所：

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪尔ビル 18 階 A2 室
郵便番号：150010
電話：(86-451) 8457-3032
ファックス：(86-451) 8457-3032

甘肅事務所：

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号：730000
E-mail:gansu@watsonband.com

煙台事務所：

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園 B3-703 室 〒：264000
電話：0535-4104160
E-mail:yantai@watsonband.com

広州事務所：

広州市天河区華夏路 30 号富力盈通ビル 3708 室
電話：020-85647039
E-mail:xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所：

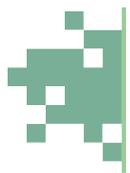
鄭州市鄭東新区金水東路楷林 IFC、A 座 12B 階
電話：0371-86569881

蘇州事務所：

蘇州ハイテク産業開發区科学技術パーク学森路 9 号 5 棟 507 室
電話：0512-68431110

成都事務所：

成都市高新区区天府二街 269 号 27 棟 20 階 2001 号
電話：+86-13398190635



今期の内容

華誠の動向

華誠の2大分野および業務の精鋭が「2023 チェンバース大中華地区法律ガイド」にランクイン	4
華誠が上海市知的財産権サービス分野でトップクラスの機関として選出	4
華誠が引き続き2023年度「WTR1000 世界をリードする商標事務所」のリスト入り	4
華誠が2022年度上海市海外商標保護賞を受賞、代理事案を2021～2022年度上海市優秀商標代理事例として評価	4

法律の動向

国知局が商標法改正草案について意見募集	5
最高人民法院、最高人民検察院が知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の問題に関する解釈について意見募集	5
全国人民代表大会常務委員会が会社法改正草案の二審稿など13件の草案について意見募集	6
国務院弁公庁が外商投資の研究開発センター設立の奨励に関する若干の措置を転送	6

知的財産権

国知局、2月7日から特許証の電子化を全面的に推進	7
国家知識産権局が「ハーグ協定」への加盟に係る業務処理暫定弁法を改正	7

文化娯楽

文化・観光部：2月16日から香港・マカオ・台湾関連の営業的演出の審査受理を再開	8
---	---

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な状況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠の2大分野および業務の精鋭が「2023 チェンバース大中華地区法律ガイド」にランクイン



1月13日、国際的に権威ある法律評価ガイドである「チェンバース大中華地区法律ガイド」(Chambers Greater China Region Guide)が最新の2023年度のランキング状況を発表した。華誠はこれまでの専門的なサービスの品質と業界での良好な評判をもって、再び知的財産権訴訟及び会社/商事の2大分野の上位にランクインするとともに、華誠パートナーの朱小蘇弁護士が5年連続で会社/商事分野の個人ランキングに推薦され、華誠のベテラン弁理士(特許担当)の湯国華が知的財産権非訴訟業務の個人ランキングに選ばれた。

華誠が上海市知的財産権サービス分野でトップクラスの機関として選出

2月6日、上海市知的財産権サービス業界協会は公式サイトにおいて「上海市知的財産権サービス分野におけるトップクラスの機関(育成を含む)リストの公布に関する通知」をリリースした。上海市華誠律師事務所は第1陣の「上海市知的財産権サービス分野におけるトップクラスの機関」の再審査を通過し、同時に上海華誠知識産権代理有限公司が第2陣の「上海市知的財産権サービス分野におけるトップクラスの機関(育成)」リストに入った。

華誠が引き続き2023年度「WTR1000世界をリードする商標事務所」のリスト入り



2月7日、有名な商標法律専門メディアの「World Trademark Review(「世界商標評論」誌)」が2023年度「WTR1000世界をリードする商標事務所のリスト」を公表して発行し、華誠は「権利行使と訴訟」および「出願と戦略」分野でリーダーとして再びランクインした。また、華誠パートナーの張黎明弁護士と劉一舟弁護士が再び権利行使と訴訟分野の個人でリーダーとしてランクインし、張黎明弁護士は初めて許諾と取引分野で個人として推薦された。

華誠が2022年度上海市海外商標保護賞を受賞、代理事案を2021～2022年度上海市優秀商標代理事例として評価

2023年2月9日、上海市商標ブランド協会は「海外商標保護優秀賞の表彰に関する決定」と「優秀商標代理事例の表彰に関する決定」を公表した。

上海華誠知識産権代理有限公司は海外商標保護分野における長期にわたる際立った活躍により、「2022年度上海市海外商標保護優秀賞」を受賞した。これと同時に、上海華誠知識産権代理有限公司が代理した「鋼宝王 STK 及び 囟」商標の異議申立案件は、同社による申込み、書類審査、オンライン投票、審査委員会による審査を経て、「2021～2022年度上海市優秀商標代理事例」として評価された。



国知局が商標法改正草案について意見募集

1月16日、国家知識産権局が「中華人民共和国商標法改正草案（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会に向けて意見募集を行っており、意見フィードバックの締切は2月27日までとなっている。

「意見募集稿」ではさらに体系を整理し、商標法を10章101条に拡充した。そのうち、23条は新たに追加し、6条は既存の条文から分割して新たな条文とし、45条は実質的に改正し、23条は既存の法条の内容を基本的に維持した。改正の主な内容は以下の通りである。1、時代の発展における要求に順応し、経済社会の質の高い発展に奉仕する。2、社会の公平と正義を守り、公平な競争の市場秩序を作る。3、商標の授権・権利確定プログラムを整備し、「放管服」改革の成果を固定化する。4、商標の使用における義務を強化し、商標登録を制度の本源に戻すよう誘導する。5、商標専用権の保護を強化し、商標権侵害行為を取り締まる。6、商標の監督管理を強化し、商標の違法行為を規制する。7、その他の修正。

国家知識産権局 より

最高人民法院、最高人民検察院が知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の問題に関する解釈について意見募集

1月18日、最高人民法院、最高人民検察院は連合で「知的財産権侵害刑事事件の処理における適用法律の若干の問題に関する解釈（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会に向けて意見募集を行っており、意見フィードバックの締切は3月5日までとなっている。

「意見募集稿」は合計31条であり、登録商標保有者の許諾を得ずに、同じ種類の商品に登録商標と同一の商標を使用し、「違法所得額が3万元以上又は不法経営額が5万元以上の場合」等の情状のいずれかに該当する場合は、刑法第213条に定める「情状が重大な場合」と認定しなければならず、また、登録商標保有者の許諾を得ずに、同じ種類の役務で登録商標と同一の商標を使用し、「違法所得額が10万元以上の場合」等の情状のいずれかに該当する場合は、刑法第213条に規定された「情状が重大な場合」と認定しなければならないと規定している。

最高人民法院 より

全国人民代表大会常務委員会が会社法改正草案の二審稿など13件の草案について意見募集

1月3日、第13期全国人民代表大会常務委員会第38回会議にて「中華人民共和國会社法（改正草案）（二次審議稿）」（以下、「二審稿」という）、「中華人民共和國付加価値税法（草案）」、「中華人民共和國金融安定法（草案）」、「中華人民共和國民事訴訟法（改正草案）」、「中華人民共和國行政訴訟法（改正草案）」など13件の法律草案が審議され、対外的に全文を公表し、社会に向けて意見を求めた。意見のフィードバックは既に締切りとなっている。

「二審稿」は以下の主な改正を予定している。1、株主の出資責任を強化する。2、コーポレートガバナンスを改善する。3、取締役の責任についての規定を改善する。4、上場企業のコーポレートガバナンスを強化する。そのうち、「二審稿」では、失権株が譲渡又は消却されていない場合、その他の株主が出資比率に基づいて相応の出資金を納付すること、会社が満期の債務を償還できない場合は、株主の出資引受の満期到来が早まること、株主が引受資金の納付期限を徒過していない株式を譲渡する場合、譲渡人は譲受人が期限通りに納付していない出資について充当する責任を負うことを明確にしている。

中国人大網 より

国務院弁公庁が外商投資の研究開発センター設立の奨励に関する若干の措置を転送

1月18日、国務院弁公庁は商務部、科学技術部の「外商投資の研究開発センター設立のさらに奨励に関する若干の措置」（以下、「若干の措置」という）を転送した。

「若干の措置」には、科学技術イノベーションの展開を支持し、研究開発の利便性を高め、海外人材の誘致を奨励し、知的財産権保護のレベルを高めるなどの4つの面が含まれている。このうち、「若干の措置」では、研究開発データが法に基づいて国境を越えて流動することを支持すること、サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法などの関連する法律・法規の要求を遂行し、データ越境のセキュリティ管理を強化し、国家の安全と社会の公衆の利益を保障し、個人情報の権益を保護すること、重要なデータと個人情報の出国安全評価を効率的に展開し、研究開発データの安全で秩序立った自由な流動を促進することを挙げており、また、営業秘密保護規則体系の整備を加速させること、営業秘密の保護範囲、権利侵害行為及び法的責任をさらに明確にし、権利侵害訴訟手続を改善すること、各種市場主体の営業秘密に対する司法の保護を強化することにも言及している。

中国政府網 より

国知局、2月7日から特許証の電子化を全面的に推進

1月29日、国家知識産権局は「特許証の電子化の全面的な推進に関する公告」（以下、「公告」という）を発表した。

「公告」では、特許審査サービスの情報化と利便化のレベルを持続的に向上させるため、国知局は2023年2月7日（当日を含む）から、特許証の電子化を全面的に推進することを明らかにしている。当事者が電子形式で特許を出願し、特許権を付与された場合は、特許業務処理システムを通じて電子特許証をダウンロードする。紙媒体で特許を出願し、特許権を付与された場合は、「電子特許証受領通知書」にて通知された方法で電子特許証をダウンロードする。



国家知識産権局 より

国家知識産権局が「ハーグ協定」への加盟に係る業務処理暫定弁法を改正

1月6日、国家知識産権局は「『ハーグ協定』加盟後の関係業務の処理に関する暫定弁法」（以下、「弁法」という）を公布し、2023年1月11日から施行された。

「弁法」は、2022年5月5日から、中国の単位または個人は特許法第19条第2項の規定により、「工業品意匠国際登録ハーグ協定」（1999年テキスト）（「ハーグ協定」）に基づき、工業品意匠国際登録出願を提出することができる」と規定している。「弁法」では、「ハーグ協定」に基づいて既に国際登録日を確定し、かつ中国の意匠国際登録出願を指定したものは、国家知識産権局に提出した意匠特許出願とみなし、当該国際登録日は特許法第28条でいう出願日とみなすことを明らかにした。「弁法」ではまた、意匠国際出願について、国家知識産権局は特許法、特許法実施細則、特許審査指南及び本「弁法」に基づいて処理することも明示している。

国家知識産権局 より

文化・観光部：2月16日から香港・マカオ・台湾関連の営業的演出の審査受理を再開

1月17日、文化・観光部市場管理司は「香港・マカオ・台湾関連の営業的演出管理政策の最適化に関する通知」（以下、「通知」という）を発表した。

「通知」によると、2023年2月16日から、各地の文化・観光行政部門は香港・マカオ・台湾関連の営業的演出の受理と審査を再開した。新規の渉外営業的公演活動（出演者がすでに国内にいる場合を除く）は見合わせる。各地で引き続き営業的な演出活動の審査を強化し、演出開催機関に「乙類乙管」後の疫病予防・抑制措置の実行を促し、公演市場の繁栄・発展を持続的に推進し、人民大衆の精神文化の需要をよりよく満たす。

文化・観光部 より

